

農用区域からの除外(農振除外)の手続きについて

▷提出先/問い合わせ先＝農林課農政係(☎内線7124)

農用区域内の土地を、やむを得ず農業以外の用途(住宅、資材置場等)に転用、土地の開発行為などを行う場合には、行為を行う前に、農用区域からの除外(農振除外)を行った上、農地転用の許可を受ける必要があります。農振除外の手続きは農林課、農地転用の手続きは農業委員会です。

本年度行う農振除外の手続き方法などは次のとおりです。

■受付期間

▷8月17日(月)から8月28日(金)まで

※決定までに6カ月程度の期間を要します。異議申立や審議状況などにより、さらに日数を要する場合があります。

■提出書類

▷農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書

▷具体的な事業計画書

▷登記事項証明書、登記簿謄本

▷公図の写し

▷案内図(縮尺1/1500～1/5000程度)

▷転用目的に応じた図面など

※住宅などの建築の場合は配置図、設計図など

※資材置き場の場合は、公図写しや地籍図などに何の資材をどの程度置くかを明記したもの

※駐車場の場合は、公図写しや地籍図などに駐車台数を明記したもの

▷隣接する農地所有者の同意書(任意様式)

▷抵当権者等利害関係者の同意書(任意様式)

▷その他申し出内容により、市長が必要と判断する書類

■許可要件

農用区域に認定されている農地は、原則、農用地等以外に変更することはできませんが、次の5つの要件を全て満たす農地に限り、農地以外に変更できる場合があります。

①代替の土地がない

※所有地や地価が安いなどは理由にならない場合があります。

②周辺の土地利用への支障がない

③認定農業者または農業法人などの農業経営に支障がない

④土地改良施設への支障がない

⑤土地改良事業から、8年以上が経過している

※区域の確認や手続き方法の詳細は、市ホームページまたは農林課まで問い合わせください。



5月8日～5月17日は自転車の安全利用推進期間です

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

スローガン 子も親も 自転車乗る時 ヘルメット

手軽な乗り物である自転車も、自動車やバイクと同じ「車両」です。整備をしっかり行い、傘さし運転、携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転は絶対にやめ、交通ルールを守って正しく利用しましょう。

また、自転車における右側路側帯の通行は原則禁止されていますので、路側帯は左側を通行するように心掛けましょう。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止
- 5 子どもはヘルメットを着用

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を行います

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線239)

Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急情報を確実に伝えるため、全国一斉の訓練が行われます。

▷日時＝5月20日(水)午前11時ごろ

▷内容＝市内に設置している防災行政無線の屋外拡声子局および希望世帯に設置した戸別受信機から放送を行うほか、SNSへの配信、FMねまらいんへの割込放送も行います。

なお、実際にJアラートの情報を受信した場合、緊急地震速報メールが配信されますが、今回の訓練では配信されません。

※Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■放送内容

(上りチャイム)

これはJアラートのテストです。

※3回繰り返し

(下りチャイム)

■本年度の防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施予定日

▷情報伝達訓練＝10月7日(水)、令和3年2月17日(水)

▷緊急地震速報伝達訓練＝6月17日(水)、11月5日(木)

※訓練を実施する際は、あらかじめお知らせします。



大船渡市空家等対策の推進に関する条例を制定しました

▷問い合わせ先＝住宅公園課庶務係(☎内線326)

市は、この条例および国が定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」という。)」に基づき、空家等の所有者または管理者(以下「所有者等」という。)に対し自らの責任において適切な管理を求めるとともに、必要な対応を行っていきます。

■条例の目的

空家等(※)が適切に管理されないと、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことにつながります。

この条例は、空家特措法に定められているもののほかに必要な事項を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的としています。

■条例の主な内容

▷所有者等の責務(第3条)

空家等は個人の財産であり、所有者等の責任に



周囲の迷惑とならないよう、適切な管理をお願いします。

※空家等とは…建物や建物に付属する工作物で、常に居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地・立木など

※特定空家等とは…倒壊等著しく危険となる恐れのある状態や、著しく衛生上有害となる恐れのある状態など